

議案第15号

松阪市立認定こども園設置に伴う関係条例の整備について

松阪市立認定こども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月17日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市立認定こども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(松阪市飯高B&G海洋センター条例の一部改正)

第1条 松阪市飯高B&G海洋センター条例(平成17年条例第283号)の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「保育園」を「保育所又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき設置されている認定こども園」に改める。

(松阪市子ども発達総合支援センター条例の一部改正)

第2条 松阪市子ども発達総合支援センター条例(平成28年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「保育園・幼稚園」を「保育所・幼稚園・認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。